

総合推進指針に関する進行管理調書 (令和元年度実績報告・令和2年度実施計画)

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理											
主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額 (千円)	R2歳出予算額 (千円)	所管課 評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
3-1 女性の人権	①講座・研修の内容を充実し、男女共同参画社会の意義を普及させます。NP〇等による市民への啓発や各種の活動への取り組みを支援します。	1	男女共同参画に関する講座等	男女共同参画センター講座や事業の実施 (年間10講座・事業程度)	男女共同参画センター事業として、男女共同参画啓発講座、健康講座等14講座・事業を実施した(コロナウィルスの感染拡大防止のため、うち2事業は中止)。	652	964	B	・男女共同参画の視点からの子育て支援や健康増進、父兄の家事・育児参加促進等、様々な種類の講座を通して、意識啓発を行うことができた。 ・定例で実施している事業も含め子育て世帯向けの講座等、申込者数が定員を上回る講座もあったが、半分以上は定員を下回ってしまった。魅力を感じられる講座テーマの選定、申し込みにつながるような周知、広報活動の方法について、更なる検討が必要である。	男女共同参画センター講座や事業の実施 (年間10講座・事業程度)	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
		2	特集記事等による広報啓発	広報における特集や主要記事の掲載	広報あしや ・6月号 男女共同参画週間 ・11月号 女性に対する暴力・児童虐待・いじめ STOP!! 合同街頭啓発キャンペーン ・12月号 ウィザスあしやBOOK WEEK ・2月号 ウィザスあしやフェスタ2020(コロナウィルスの感染拡大防止のため実施は中止)	0	0	B	・読みやすい書き方や、写真等を取り入れた見やすい内容を心がけ、男女共同参画について知ってもらえるきっかけづくりができた。 ・掲載数を増やすだけでなく、より周知すべき内容などを厳選して掲載し、啓発につなげる必要がある。	広報における特集や主要記事の掲載	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
		3	啓発パンフレット等の発行・配布	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	・センター通信「ウィザス」を年4回発行し、市内の公共施設などへ配架した。(3500部発行) ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市内全高校3年生(約900人)にデートDV、JKビジネス等防止の啓発チラシを配布した。 ・啓発漫画を掲載した条例啓発パンフレット(概要版)を男女共同参画センターで配架し、ホームページにもデートDV啓発漫画等を掲載した。	203	202	B	・講座・事業の参加者に、センター通信、デートDVに関する啓発チラシや条例啓発パンフレット(概要版)を配布することで、高校生を始め、多くの若年層にデートDV防止への理解を促すことができた。 ・課題として、デートDVだけではなく、男女共同参画に関するテーマでチラシや啓発パンフレットを作成する必要がある。	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
		4	男女共同参画推進条例趣旨の啓発	・講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット(概要版)を配付する。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布する。	・講座・事業実施時のアンケートに、条例認知度についての項目を入れ、条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。 ・成人式で条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。	63	0	B	・週間記念事業等で条例啓発パンフレット(概要版)を配布し、職員より参加者へ説明をする等行うことで、わかりやすく条例を知ってもらえるきっかけとなった。	・講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット(概要版)を配付する。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布する。	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
	②男女を通じた労働環境の改善、子育てや介護を支える環境整備の推進などを通じ、ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の社会参加を促進します。	5	広報紙等による啓発と情報提供	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	センター通信「ウィザス」97号(6月号)において、男女共同参画の視点で介護の問題を分析し、介護と仕事の両立について啓発を行った。その他の号においても女性の政治参加や、女性の出産・育児に関わる問題等、女性を取り巻く現状や課題を取り上げた。	131	193	B	・センター通信において、幅広いテーマで、ワーク・ライフ・バランスや女性の社会参加について分析・掲載することで、周知・啓発につながった。センター通信の認知度が低いいため、配布先・配架方法等の検討が必要である。	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
		6	病児・病後児保育	今後も引き続き周知に努めるとともに、利便性を考慮したうえで受け入れ箇所を増やし、提供体制のさらなる確保に努める。	市立芦屋病院施設内にて実施 利用者延べ人数：353人 (H30：344人) (病児保育利用者：延べ353人) (病後児保育利用者：0人)	15,500	18,948	B	平成30年度に比べて、利用延べ人数が9人増加した。	今後も引き続き周知に努めるとともに、令和3年度より精選こども園にて実施する新規事業の準備を進める。	子育て推進課 (子育て施設担当)

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
		7	留守家庭児童会	小学校8校(14学級)で実施(通年) ・平日(月～金)放課後 ・土曜日 午前9時から午後5時 ・学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 ・宮川小学校、山手小学校、岩園小学校、浜風小学校の7学級の運営を民間事業者に委託。 ・岩園小学校、浜風小学校を2学級に増設し、山手小学校の受入れ可能枠を超える児童を岩園小学校で、宮川小学校の受入れ可能枠を超える児童を浜風小学校で受入れ、送迎による移動方式により、待機児童を解消する。	小学校8校(14学級)で実施(通年) ・平日 放課後から午後5時 ・土日 午前9時から午後5時 ・学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 ・延長 (平日)午後5時から7時 ・宮川小学校、山手小学校、岩園小学校、浜風小学校の7学級の運営を民間事業者に委託した。 ・岩園小学校、浜風小学校を2学級に増設し、山手小学校の受入れ可能枠を超える児童を岩園小学校で、宮川小学校の受入れ可能枠を超える児童を浜風小学校で受入れ、送迎による移動方式により、待機児童を解消した。 ・ゴールデンウィークの2日間(4/30、5/2)市内2小学校で開設した。	246,304	257,754	A	・4小学校7学級の運営を民間事業者に委託し、4月1日時点で待機児童は拠点校への送迎方式により解消された。夏休み以降は送迎することなく自校で受け入れることができた。 ・送迎対象者は、宮川小学校2名、山手小学校11名(4月1日時点) ・拠点校方式は児童への負担が大きく、特に高学年の送迎は時間的にも困難であった。	小学校8校(17学級)で実施(通年) ・平日(月～金)放課後 ・土曜日 午前8時から午後5時 ・学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 ・宮川小学校、山手小学校、岩園小学校、浜風小学校の9学級の運営を民間事業者に委託して運営する。 ・朝日ヶ丘小学校やまのこ学級は4月から1学級増設し、2学級運営開始する。 ・宮川小学校なかよし学級及び、山手小学校わんはく学級を7月からそれぞれ1学級増設する。	青少年育成課
		8	ノー残業デーの実施 WLB休暇の計画的取得の促進啓発	・ノー残業デーの実施 ・平日午後8時に音楽を流す ・時間外勤務縮減の対策を実施 ・WLB休暇の計画的取得の促進啓発	・毎週水曜日及び金曜日をノー残業デーとし、8月からは庁内パソコン一斉シャットダウンを実施し、定時退庁の意識づけを行った。 ・帰宅意識を啓発するため、毎日午後8時に音楽を流した。 ・4月の庁議にてワーク・ライフ・バランス休暇の啓発を行った。 ・年5日の計画的な休暇取得をするよう「ワーク・ライフ・バランス休暇の取得予定表」を配布した。	0	0	B	・職員(病院・学校園除く)の年次有給休暇の平均取得日数は、12.40日。 ・課題は、時間外勤務の削減	・PC一斉シャットダウンによるノー残業デーの徹底 ・平日午後8時に音楽を流す ・時間外勤務縮減の対策を実施 ・WLB休暇及び年次休暇年5日の計画的取得の促進・啓発	人事課
		9	育児休業・介護休業制度について市職員への普及促進	・職員ハンドブックや掲示板を活用し、全職員に制度の周知を図る。 ・ワーク・ライフ・バランス通信を発行し、制度について全職員への啓発に努める。 ・男性職員の育児休業取得率の増加を目指す。女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。	・職員ハンドブックを改訂し、育児休業・介護休業の取得を促した。 ・掲示板を活用し、全職員へ制度の周知を図った。 ・掲示板にて「ワーク・ライフ・バランス通信」を3号まで(通算21号まで)発行した。	0	0	B	・R1年度中に新たに育児休業を取得した職員は15名(女性13名、男性2名)、介護休業を取得した職員は0名であった。 ・R1年度の育児休業の取得率 女性100%、男性34% ※数値については病院・教委を除く ・男性職員の育児休業・介護休業の利用率の向上	・職員ハンドブックや掲示板を活用し、全職員に制度の周知を図る。 ・ワーク・ライフ・バランス通信を発行し、制度について全職員への啓発に努める。 ・男性職員の出産補助休暇と育児参加休暇の取得者増加を目指す。 ・女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。	人事課
	⑬就労機会の拡大、労働環境の改善などを各方面に働きかけ、女性が働きやすい条件と環境をつくります。	10	女性活躍に関する啓発・講座	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や起業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談、講座等を継続的に実施する。「女性のための出前チャレンジ相談」は本年も3枠×3回実施予定。	女性活躍推進事業として、女性活躍推進講座、パソコン等就労支援講座、就労準備講座等6講座(前年度11講座)を開催した。「女性のための出前チャレンジ相談」は本年も3枠×3回実施した。	320	612	B	・就労支援パソコン講座・女性のための出前チャレンジ相談・女性のための働き方セミナーについては、継続して実施できた。「女性のための出前チャレンジ相談」は、1回3枠の予約枠も全て埋まっており、キャンセル待ちの回もあった。 ・講座・事業の実施回数が前年度より減少し、また申込者数が定員を下回ってしまう講座が多かったため、講座テーマの選定、申し込みにつながるような周知、広報活動の方法について、検討が必要である。	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や起業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談、講座等を継続的に実施する。「女性のための出前チャレンジ相談」は本年は、3枠×4回(平日2回、土曜日2回)実施予定。	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
		11	女性パソコン講座	Windows10パソコン及びフリーソフトを導入し、継続して実施する。	上宮川文化センターパソコン室でワード・エクセルの基礎について学ぶ講座を実施した。	120	115	B	受講者である女性の社会での活躍・貢献に役立つことができた。	継続して実施する。	上宮川文化センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
4性差別による暴力防止についての啓発を推進します。芦屋市DV相談室の相談機能の充実によってDV被害を防止します。DV被害者の早期発見・安全確保などの支援を警察・市・県等の関係機関が連携し行います。		12	DV、セクシュアル・ハラスメント、売買春等の女性に対する暴力をなくす運動	「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施(11月予定)	・「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施し(11月19日)、JR芦屋駅付近にて、啓発チラシ・グッズの入った手提げ袋を市民に対して配布した。 ・上記の期間に合わせ、市内全高校3年生(約900人)にデートDV、JKビジネス等防止の啓発チラシを配布した。	32	64	B	・女性に対する暴力について、芦屋警察や関係団体と合同で実施することにより、より効果的な啓発につながった。 ・これまでは不特定多数の人に配布する街頭キャンペーンのみの実施だったが、新たに高校生にデートDV等防止の啓発チラシを配布したことにより直接的な啓発につながった。 ・配布するのみでは効果を図ることが出来ないため、学校への出張講座等の直接的な啓発方法も検討する。	「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施(11月予定)	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
		13	女性のためのDV相談	配偶者等からのDV相談・支援	芦屋市DV相談室において、配偶者等からのDV相談を行い、必要に応じて一時保護などの支援を行った。	7,807	12,477	B	DV相談を行い、必要に応じて一時保護などの支援を行うことが出来た。	配偶者等からのDV相談・支援	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
		14	緊急一時保護等の保護措置	配偶者等からのDV被害者が安心して生活できる場所の確保と自立を目指した支援を行う。	婦人保護施設に入所した被保護者2世帯について、生活できる場所の確保を行うなど、自立を目指した支援を行った。	0	0	B	R1年度中は新規でDV被害により施設入所に至った件数が2件となっている。今後にも必要な場合には措置を行う。	配偶者等からのDV被害者が安心して生活できる場所の確保と自立を目指した支援を行う。	生活保護課 子育て推進課
		15	DV被害者支援ネットワーク会議の開催	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携を深める。ネットワーク専門部会については必要に応じて開催を検討する。	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携を随時行い、また芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を、「DV被害者支援に係る連携・情報管理」をテーマとした研修会を兼ねて開催した(11月14日)。	1	0	A	DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、芦屋警察署生活安全課や庁内外の関係機関と連携を図り、DV支援についての理解を深めることができた。また、庁内の窓口担当者を対象とした研修会を開催し、職員の意識・知識の向上を図ることができた。	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携を深める。ネットワーク専門部会については必要に応じて開催を検討する。	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
		16	刊行物による啓発	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発ハンプレット等を発行・配布	・デートDVに関するチラシを作成し、男女共同参画センターでの配架、芦屋市男女共同参画推進条例概要版ハンプレットやホームページにはデートDV啓発漫画を掲載した。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市内全高校3年生(約900人)にデートDV、JKビジネス等防止の啓発チラシを配布した。 ・成人式において啓発ハンプレットを配布	72	9	B	・講座や事業実施時にチラシや条例概要版ハンプレットの配布を行うことで、デートDVの啓発につながった。 ・高校生に学校を通してデートDV等防止の啓発チラシを配布したことにより直接的な啓発につながった。 ・成人式では、啓発ハンプレットを配布することで、多くの若年層にデートDVの理解を促すことができた。	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発ハンプレット等を発行・配布	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)
6市附属機関などの施策決定過程への女性の参画促進を図るとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。		17	女性委員比率40%を目標に積極的な男女共同参画推進	市附属機関等における女性委員の割合を目標値(40%)まで増加させる。	市附属機関等における女性委員の割合がH31.4.1は35.3%となった。	0	0	C	平成30年度(35.1%)より女性委員の割合はやや上昇した。ただ計画策定時の目標値を40%としているため、今後も増加に向けて取り組む必要がある。	市附属機関等における女性委員の割合を目標値(40%)まで増加させる。	人権・男女共生課(旧男女共同参画推進課)

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
3-2 子どもの人権	(1)子どもの権利条約、児童虐待防止法などについて、その意義と内容の周知・啓発を進めます。	18	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	「子どもの権利条約」のリーフレットを保育所5歳児、幼稚園年長組、小学校6年生、中学校3年生に配布(2,125部)	14	0	B	子どもの人権について、児童生徒とその保護者に対して広く周知啓発を行った。また、学校での授業で教材として活用される等啓発が進んだ。	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	子育て推進課(こども係)
		19	いじめ・児童虐待防止啓発事業	【いじめ防止】 教育委員会や市内の小中学校等関係機関と更なる連携を図り、いじめ防止啓発事業を継続実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。 【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と女性に対する暴力をなくす運動の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	【いじめ防止】 ・いじめ問題対策連絡協議会の実施(5月、12月) ・いじめ防止啓発事業「親子で考えよう！いじめ防止のロゴマーク」の募集(対象：市内在住・在学の小中学生)(10月～11月) ・啓発街頭キャンペーンの実施(JR芦屋駅周辺)(11月) ・いじめ防止啓発事業の表彰式(2月) ・いじめ防止啓発事業の展示会(2月：北館1階展示スペース、3月：阪神芦屋駅地下通路) 【児童虐待防止】 11月の「児童虐待防止推進月間」に「DV防止対策」、「いじめ防止対策」との合同キャンペーンを実施 キャンペーングッズやチラシの配布等を行うことで虐待防止への関心を高める取り組みを行った。	【いじめ防止】261 【児童虐待】149	【いじめ防止】300 【児童虐待】28	B	【いじめ防止】 いじめ防止啓発事業として「親子で考えよう！いじめ防止のロゴマーク」を募集した。事業実施時期を7月から10月へ移行し、内容の見直しを行った結果、募集件数が平成30年度より272件増加した。さらに、受賞者の表彰式、展示会を開催し、市民全体に広くいじめ防止の啓発を行った。 今後引き続き、関係機関との連携方法の検討を行うとともに、学校現場におけるいじめの実態について、協議会委員や市民に対して情報提供を行う機会を持つ。 【児童虐待】 「DV防止対策」「いじめ防止対策」との共同の取り組みで効果的な啓発ができ、大勢の方の参加を得ることができた。	【いじめ防止】 教育委員会や市内の小中学校等関係機関と更なる連携を図り、いじめ防止啓発事業を継続実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。 【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と女性に対する暴力をなくす運動の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	子育て推進課(政策系)(子育て支援センター)
	2 いじめの防止・早期発見については、「芦屋市いじめ防止基本方針」などに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。また、児童虐待について、「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。	20	子育て(来所・電話)相談	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、窓口相談、また、家庭児童相談室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	相談件数 ・子育てセンター3,458件 ・夜間・休日電話(児童養護施設三光塾に委託)延べ64件	506	572	B	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけ、相談のきっかけづくりを行ったことで、細やかに相談に応じることができた。	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、窓口相談、また、子ども家庭総合支援室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	子育て推進課子育て支援センター
		21	家庭児童相談	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	相談件数：375件 うち児童虐待に関するもの 202件	15,510	15,433	B	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図った。	子ども家庭支援員・虐待対応専門員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	子育て推進課子育て支援センター
		22	いじめ問題対策審議会の運営	芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの対策の現状や事例を基に事実関係について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見やその対応について提言を受ける。	芦屋市いじめ問題対策審議会を2回開催(7月、2月) いじめ事案の分析や今後の対応について協議聞き取り方法や組織対応、スクールカウンセラーと連携等の助言を受けた。	174	277	B	早期発見・早期対応について、各学校に周知し重大事態に至っていない。 校内において、組織的対応を徹底していく必要がある。	芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの対策の現状や事例を基に事実関係について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見や重大事態が発生したときの対応等について提言を受ける。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
		23	カウンセリングセンター相談事業	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。(電話相談111件 直接相談163件) ・不登校担当者を年2回行うことで、各相談機関との情報交換を行った。 ・相談機関の一覧ポスターを各校に掲示することで、周知に努めた。 ・他機関との連携を充実させるため、市相談機関での連絡会議を行った。	3,224	2,616	B	・相談対象の高校生以上の割合が、全体の35.7%となっており、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	学校教育課
		24	打出教育文化センター教育相談事業	・学校園との連携を図り、より充実した支援をめざす。 ・他の相談機関との連携を強化して支援の充実をめざす。	・教育電話相談 40回(昨年度:37回) ・専門相談員による面談 604回(昨年度:416回)	2,559	2,559	A	・各学校園に対して教育相談の周知を図ることで、相談件数も昨年度に比べて増加した。相談枠には限りがあり、枠の見直しや組織の改編、他の教育相談機関との連携が今後重要になってくる。	・教育相談連絡協議会を年2回程度開催して、市内の教育相談機関との連携を図っていく。	打出教育文化センター
		25	青少年愛護センター相談事業	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	・相談件数14件、不登校生徒の保護者の相談が一番多かった。	0	0	B	青少年愛護センター職員(教育職)が対応しているため、学校との連携は取りやすい。今後、若者相談センターアサカオをはじめ、通所教室や他の相談業務を行っている他の事業所との連携が必要である。	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	青少年愛護センター
		26	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	要保護児童対策地域協議会での連携(子育て推進課主催) 代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議280回、児童虐待防止研修会を1回開催し、配偶者暴力相談支援センターや県機関等との連携した。	0	0	B	法理解や実務者、担当者間の信頼関係により、複数の関係機関との連携による支援が実現した。	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	子育て推進課子育て支援センター
	③地域の協力や子育てグループの育成などを通じ、子育てを地域社会で支援することを促進します。	27	あい・あいるーむの実施	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。保健センターと連携し、4ヶ月児健診の際に案内することで、利用者の増加を図る。	公共施設5か所(打出教育文化センター、打出集会所、上宮川文化センター、三条集会所、朝日ヶ丘集会所)で実施した。 開催回数:51回 利用者数:568名	98	123	B	地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりを行った。子育て親子が地域と交流できるよう、今後、事業のさらなる周知が必要	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。保健センターと連携し、4ヶ月児健診の際に案内することで、利用者の増加を図る	子育て推進課子育て支援センター
		28	自主活動グループの育成・支援	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供を行っていく。	自主活動グループ:10グループ 実施回数189回 延3,171人 グループ交流会:2回	60	110	B	グループ交流会を実施することでグループの情報交換ができた。また、各グループへ講師料の提供を通して、活動活性化のための支援を実施した。	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供を行っていく。	子育て推進課子育て支援センター
	④防犯・防災体制の充実、見守り活動の推進など、子どもにとって安全な地域・社会の実現に努めます。	29	地域主体の見守り活動	委員数や巡視回数が毎年増加の傾向にあり、その安定した運営が継続できるようにする。	育成愛護委員数221人。巡視回数525回。延べ参加人数3,854人。各班集会(8班)月1回。市内合同ハトリールを6月27日に実施して45人が参加した。1月9日に三市合同ハトリールが、西宮市(えびす神社付近)で開催され、19人が参加した。	3,440	3,639	B	青少年育成愛護委員による日常的な街頭巡視活動(子どもの見守りや声かけ・通学路の点検・街路・公園等の点検等)を行っている。市の青少年の落ち着いた状況を維持し、健全育成に貢献している。又、青少年育成愛護委員は市の各会議にも参加し情報交換を行っている。これは、見守りについての課題の情報共有にも貢献している。	委員数や巡視回数が毎年増加の傾向にあり、その安定した運営が継続できるようにする。	青少年愛護センター
		30	安全教育推進事業	・新しいフレート(子どもを守る110番の家・店フレート)のデザインを広報やホームページ、配布手紙、ポスター等で広く周知する。 ・防犯教室の継続実施に取り組み、内容の充実を図る。 ・幼小中の交通安全教室の継続実施に取り組み。また、警察と連携して保護者への安全安心啓発推進に取り組み。 ・潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。	・新規フレートを広報やホームページ、手紙等で広く周知を図った。 ・防犯教室の継続実施に取り組み、内容の充実を図った。 ・幼小中の交通安全教室の継続実施。 ・潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努めた。 ・芦屋市安全プログラムに防犯教育を明記し、プログラムを改訂した。 ・未就学児の移動経路及び児童生徒の集合場所の緊急点検実施。	727	335	B	・新規フレートの新規開拓・周知を図った。 ・防犯教室を全小学校で継続実施し、内容を深めることができた。 ・幼小中の交通安全教室の継続実施に取り組み安全意識向上を図ることができた。 ・潮見中学校区通学路点検と緊急点検を実施し、危険箇所の改善を行うことができた。	・新規フレートの周知に努め、新規掲示先を増やす。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避などの意識向上に努める。 ・交通安全教室を継続実施し、自転車の乗り方や安全な歩行方法についての周知を図る。 ・精通中学校区の精通小学校、宮川小学校、打出浜小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額 (千円)	R2歳出予算額 (千円)	所管課 評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
3-3 高齢者の人権	①関係機関との連携を密にし、財産侵害、虐待などの早期発見を図ります。権利擁護支援センターについての広報と相談体制の充実に努めます。	31	権利擁護推進事業	- 虐待対応にあたる職員に向けた研修を実施し、対応の質の向上を目指す。 - 虐待防止に係る市民への啓発媒体を作成・配布し、市民の虐待に対する理解・関心向上及び市民からの相談の増加を目指す。 - 小地域（地区福祉委員会）で「障がいのある人への理解」の啓発ワークショップを実施する。（3地区）	- R1.6.17に行政職員向け権利擁護研修を実施。 - 高齢者虐待防止のための普及啓発チラシを作成し、福祉フェアにて配布した。障がい者の、養護者による虐待に関する通報・相談件数は10件と昨年(9件)と比べ、少し増加。高齢者の、養護者による虐待に関する通報・相談件数は73件(昨年44件)と大幅に増加。 - 地区福祉委員会にて「発達障がいへの理解」というテーマで啓発ワークショップを行った。（浜風地区、潮見地区）（※委員の改選があったため2地区にとどまった。）	23,601	24,382	B	- 繰り返し虐待対応に関する研修を実施することで、知識が積み重なり、対応の質が少しずつ向上している。今後も継続して実施することが必要。 - 市民の方でも理解しやすい啓発チラシを作成し、配布した。今後も虐待について意識が向けられるよう啓発していく。 - 地区福祉委員会の機会をとらえ、地域の方々にも発達障がいの理解が進むよう普及啓発ができた。	- 虐待対応にあたる職員に向けた研修を実施し、対応の質の向上を目指す。 - 施設従事者による高齢者虐待対応マニュアルを実務に即した内容へと改訂し、虐待対応がよりやりやすいものになるようにする。	地域福祉課
	②医療機関との連携、高齢者生活支援センターの機能強化を進めます。	32	医療機関等との連携	「在宅医療・介護連携支援センター」の役割や活用事例等を専門職向けに周知し、年間相談件数を増やす。 「在宅医療推進協議会交流会」等を継続実施し、医療機関と市内の多職種との連携を強化する。	- 令和元年度相談件数：111件 「在宅医療・介護連携支援センター」を継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。 - 各診療科の専門医により在宅医療等に関する質疑応答を実施している「在宅医療推進協議会交流会」や「緩和医療連絡協議会」に医師・ケアマネジャー等多職種が参加し、研修・交流の機会となった。 - 新たに在宅医療・介護連携に携わる関係機関、団体により構成される「芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会」を設置し、課題の共有等を行うことができた。	8,502	8,550	B	- 相談件数は前年度（116件）に比べ減少しているが、交流会や研修会等の開催により、市内の多職種の知識向上や連携促進につながっている。 「芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会」の設置により、在宅医療・介護連携に携わる関係団体、機関の感じている課題等を共有することができた。 - 今後も、交流会等の継続により、医療機関との連携強化や、「芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会」の活動において課題解決に向けた取組の検討を行う必要がある。	「芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会」を継続し、課題に対する対応策を検討する。 「在宅医療推進協議会交流会」等を継続実施し、医療機関と市内の多職種との連携を強化する。	地域福祉課
		33	高齢者生活支援センターの機能強化	議題ケースの報告時から、状況を分析できるように、国際生活機能分類で様々な要因を統合して、考えるツールを活用し、対象者の生活全般について、総合的な支援を検討しつつ、分析した内容から潜在ニーズの顕在化ができる仕組みの検討。	対象者の生活全般について、総合的な支援を検討すべくシステム改善・資源開発等を検討する場（縦レビュー会議）を開催した。地域課題を抽出し実践に向けた計画を作成することができ、全4高齢者生活支援センター、基幹的業務担当、高齢介護課職員で取り組むことが出来た。	231	900	B	課題抽出、実践計画の流れを全4高齢者生活支援センター、基幹的業務担当、高齢介護課職員で取り組むことで各々がプロセスと成果を体験できた。今後は具体的に実践を行う地域イベントへの参加促進、リハビリ職による専門的アセスメントの導入を実施し、効果を分析することが課題である。	実践課題の実施と分析。さらなる地域課題の抽出と分析を行うべく、昨年度は1回の開催であった縦レビュー会議を半年に1回開催する。	高齢介護課
		34	認知症初期集中支援事業	- 平成30年度の協議結果や、高齢者生活支援センターにおける相談内容等を整理し、対象者像を明確にし、対応件数を増やす。 - 認知症地域支援推進員と対応事例等について共有し、より効果的な支援体制について検討する。	- 令和元年度対応実績：5件（前年度4件） - 令和元年度中に対応件数を大きく増やすことはできなかったが、高齢者生活支援センターや認知症地域支援推進員と、高齢者生活支援センターにおける相談の傾向等を分析し、令和2年度に、事業のより効果的な運用につなげるための取組をモデル実施することとした。	4,400	5,387	B	- チームによる集中的な支援により、対象者に必要な受診や介護サービスの利用により課題解決につながっている。 - 分析結果に基づき、事業のより効果的な運用につなげるための取組を実施していく必要がある。	令和元年度の分析結果に基づき、事業のより効果的な運用に向けた取組のモデル実施を行い、その実施結果の評価を行うことで、対象者像や事業体制の見直しを検討する。	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額 (千円)	R2歳出予算額 (千円)	所管課 評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
③自治会、自主防災会、民生児童委員などとも連携して高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。		35	災害時の要援護者支援の取組	・緊急・災害時要援護者台帳の取扱いについて、福祉を高める運動研究会において説明を実施する。 ・広報で緊急・災害時要援護者台帳を周知する。 ・引き続き、更新した緊急・災害時要援護者台帳及び要配慮者名簿の受渡しを実施する。 ・今後も災害時に助け合える地域づくりを進めていくため、福祉部局と防災安全課とで連携し、要配慮者名簿のあり方について検討していく。 ・県の補助事業である、「緊急時ケアプラン」の取り組みについて、福祉と防災部門で連携して研究する。	（共通） ・民生委員・児童委員が毎年実施している福祉を高める運動研究会において、緊急・災害時要援護者台帳の取扱いを説明し、併せて更新した台帳及び要配慮者名簿の受渡しを実施した。 ・地域と結びつきのない障がいのある方、高齢者等と地域をつなぐ、緊急時ケアプランの取組を推進した。 ・県の補助事業である、「緊急時ケアプラン」では自治会や民生委員等と実際に対象のかたの避難計画を作成し防災訓練も参加した。 （地域福祉課） ・近年毎年のように台風や豪雨による災害が発生していることを踏まえ、民生委員・児童委員に対して、気象予報士による「台風・大雨などの災害から命を守る」をテーマとした研修を実施した。 ・災害時ケアプランの取組として、防災安全課と福祉部局が協働し打出小槌町をモデル地区に事業を展開した。 （高齢介護課） ・緊急・災害時要援護者台帳の取扱いについて、民生委員・児童委員各ブロック会において説明を実施 ・緊急・災害時要援護者台帳システムをWindows10対応に更新させた。 ・緊急・災害時要援護者台帳の普及啓発を行い、登録者数が増加した。 （障がい福祉課） ・広報で緊急・災害時要援護者台帳の周知を行い、17人の新規登録につながった。 ・自助の観点からも民生児童委員にあしや防災ネットの登録を促した。 ・一定以上の障がいのある方へ、手帳発行時に案内を行った。	0	0	B	（地域福祉課） ・毎年更新した台帳・名簿を民生委員・児童委員に配布することで、最新の情報を基に地域の見守り活動を実施いただくことができています。しかし、台帳等を受領していることによる精神的負担があるため、負担感を軽減できるような支援を検討する必要がある。 ・新任の民生委員・児童委員も多いため、台帳更新の際、台帳の必要性や個人情報の取扱いについて、改めてきちんと説明する必要がある。 ・民生委員・児童委員に対して、年に1回は防災をテーマとした研修を実施することで、防災に関する意識が高まり、防災リテラシー向上にもつながっている。 ・災害時ケアプランの取組は、モデル地区の打出小槌町からも、支援を必要とする当事者が防災訓練に参加したこと等について一定の評価をいただいた。 （高齢介護課） ・委託業者と調整し緊急・災害時要援護者台帳システムをWindows10対応に更新し問題なく利用できている。 （障がい福祉課） ・緊急・災害時要援護者台帳システムを導入したことによって台帳登録者とハザードマップとの紐づけが可能となり、災害リスクのある状況となった際に危険な区域の登録者を的確に把握することが可能となった。 ・日頃から地域と繋がり、自助の一環として防災リテラシーの向上を促進する取り組みが重要。 ・緊急時ケアプランでは、先進団体の視察、対象者の選定、福祉研修の実施、調整会議の設定、避難・防災訓練を実施した。防災リテラシーの向上や地域との連携という点では効果をみたが、水平展開するためには多くのクリアすべき課題が多く、今後展開するかも含め検討が必要。	（共通） ・緊急・災害時要援護者台帳等の名簿の更新及び説明を行い、日ごろの地域活動に活用いただく。 ・広報で緊急・災害時要援護者台帳を周知する。 ・引き続き、更新した緊急・災害時要援護者台帳及び要配慮者名簿の受渡しを実施する。 ・今後も災害時に助け合える地域づくりを進めていくため、福祉部局と防災安全課とで連携し、要配慮者名簿のあり方について検討していく。 （地域福祉課） ・緊急・災害時要援護者台帳の所持により、民生委員・児童委員が精神的に負担を背負っていることについては、防災安全課と福祉部局でこういった方法があるのかを随時協議していく。 ・民生委員・児童委員に対して、防災関連の研修を実施し、防災リテラシーの更なる向上を図る。 ・災害時ケアプランに関する業務を、具体的にどう進めていくのか、防災安全課と福祉部局で協議し実践につなげる。 （高齢介護課） ・「緊急時ケアプラン」が今後どのように行われていくかが未定ではあるが関係団体の追加等も考慮し有効なものにしていく。	地域福祉課 高齢介護課 障がい福祉課
		36	地域見守りネット事業	社会福祉協議会や高齢者生活支援センターへの連絡件数が増加するよう啓発を行う。	登録事業者に対して高齢者虐待の啓発リーフを配布し、通報件数の増加を図った。さらに、アンケートを実施し課題と今後展開すべき方向性について把握することが出来た。	0	0	B	アンケート結果より報告しない理由を分析することで課題を抽出することが出来た。また、事例を共有する場があれば参加したい方が60%居られることから事業者へのさらなる啓発が必要である。	気になる方を報告していただけるよう、報告事例について登録事業者へ発信する。	高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1 歳出 決算額 (千円)	R2 歳出 予算額 (千円)	所 管 課 評 価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
		37	地域発信型ネットワーク会議の開催	・小地域福祉ブロック会議において、引き続き地域課題の解決に向けた取組を継続する。 ・地域ケアシステム検討委員会等において、専門職の把握している課題を整理・分析する。	・令和元年度地域発信型ネットワークに関する会議への延べ出席者数：264名 ・小地域福祉ブロック会議において、「学習」の要素を取り入れたプログラムを実施した。 ・地域ケアシステム検討委員会6回、地域福祉推進協議会1回開催し、地域発信型ネットワークの効果的な運用等について検討した。 ・地域ケアシステム検討委員会において、包括的な支援のしくみの構築に向け、多機関による協働支援を担う支援チームの取組を試行的に行うことができた。	2,164	2,231	B	・小地域福祉ブロック会議において、「学習」の要素を取り入れたプログラムを行うことで、その場で学んだことを、各地域に持ち帰り取組を水平展開をすることができた。 ・専門職の把握している課題を整理・分析し、包括的な支援のしくみの構築に向けた取組を試行的に開始することができた。 ・今後は、小地域福祉活動をより活性化できるような取組が必要である。	・包括的な支援のしくみの構築に向けた取組の施行実施の結果を整理し、支援チームの運用について検討を進める。 ・小地域福祉活動をより活性化できるよう、地域支え合い推進員等と協力しながら、活動に多様なメンバーが参画できるような働きかけを行う。	地域福祉課
4)支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを進めます。		38	認知症施策	①「認知症の当事者を中心とする地域の醸成」のために、内容を問わず当事者が実施したいと主体的に考えている人を抽出し、必要な行事や活動について検討する。 ②「認知症サポーター養成講座の質・量の充実」のために、社会福祉協議会と連携して、プログラムを検討する。 ③「認知症相談センターとしての機能強化」として、認知症アセスメントツールの活用方法や認知症機能訓練システムを学び、センター職員向けに研修ができるような、プログラムの構築をする。 ④「若年性認知症の方のニーズ把握と資源の整備」として、働き世代をターゲットにした、イベントを実施し、認知症の理解を広げる活動を実施する。	①各センターが担当している認知症の方と面談を重ねた。 ②認知症サポーター養成講座担当の社会福祉協議会と連携を図り、プログラムの検討を行った。 ③センター機能強化を図るべく、各担当で研修に参加し知識の強化を行った。 ④「若年性認知症の方のニーズ把握と資源の整備」として、働き世代をターゲットにしたイベントを兵庫県社会福祉協議会と連携し実施した。また、認知症ケアパスを作成し理解を広げる活動を実施した。さらに当事者の会を実施すべく、実施計画を行った。	6,120	6,120	B	①面談を重ねた結果、認知症の啓発に協力いただける方も出てきた。 ②サポーター養成講座受講終了後の方の活躍の場が少ない。 ③認知症推進員発信の研修を実施するなど、全体として知識の向上が出来ている。 ④当事者の会を実施するプロセスを経験できている。実施モデルを増やすことが課題。	①認知症についての啓発、居場所づくりをすべくさらなる面談を重ね情報を収集する。 ②サポーターの活躍の場について検討する。 ③センター向けの研修が行えるようプログラムの構築を行う。 ④当事者の会を実施し、課題の抽出と実践計画を立てる。	高齢介護課
		39	認知症サポーター養成事業	年間受講者1,350人は目標とし、認知症地域支援推進員等と連携し、小・中学生を始めとする、様々な世代の受講者増加を目指す。	・令和元年度受講者数：1,044名 ・キッズスクエアや小・中学校における福祉学習において認知症サポーター養成講座を実施し、小・中学生の受講者が274名増加した。	1,500	1,510	B	・認知症に関する正しい知識を持つ人が増えることにより、認知症の人の見守りやサポートを行える人が増え、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりにつながっている。 ・今後は、より一層認知症に関する正しい知識の普及に向け、様々な世代の方に認知症サポーター養成講座を受講してもらい、地域での活動に繋がるよう工夫が必要である。	年間受講者1,500人を目標とし、認知症地域支援推進員等と連携し、小・中学生を始めとする、様々な世代の受講者増加と地域活動へ繋がるような仕組みの構築を目指す。	地域福祉課
		40	生きがい・社会参加促進事業	・要援護高齢者外出支援事業を拡充し、外出に支援を要する高齢者の社会参加を促進する。 ・継続して高齢者が参加できる行事を開催する。	・要援護高齢者外出支援事業の1回当たりの助成額の上限を1000円から1500円に変更した。行先の幅が広がり、今までより多種多様な活動に参加できるとの声が増加している。 高齢者のつどい：500人 スポーツ大会：天候不良により中止	126,416	141,784	B	要援護高齢者外出支援事業の1回当たりの助成額の上限を1000円から1500円に変更したことで高齢者の社会参加を促進することができた。	・高齢者バス運賃助成の現状を分析し今後の支援方法について検討する ・継続して高齢者が参加できる行事を開催する。	高齢介護課
		41	シルバー人材センター支援	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターと定例会（年2回）を実施し、意見交換を行う。 ・9月（高齢者月間）に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行う。	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助した。 ・シルバー人材センターと定例会（年1回）を実施し、意見交換を行った。3月開催はコロナウィルス感染対策により中止 ・9月（高齢者月間）に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行った。会員数：1,122人（前年度から1人増加） 受注金額：4億7,146万円（前年度から1181万円増加）	20,000	20,000	B	会員数を維持した。会員同士の交流が活発になった。	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターと定例会（年2回）を実施し、意見交換を行う。 ・9月（高齢者月間）に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行う。	高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額 (千円)	R2歳出予算額 (千円)	所管課 評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
3-4 障がいのある人 の人権	6 交通施設・公共施設のバリアフリー化推進など、高齢者などすべての人にとってやさしく快適なまちづくりを進めていきます。	42	交通安全施設のバリアフリー化	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：14箇所 施工延長：305m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：50 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：6箇所 施工延長：162m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：10 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	31,926	36,527	B	・旧規格や老朽化した交通安全施設（転落防止柵、ガードレール等）の改修及び新設並びに歩道切下げ部のバリアフリー化により、歩行空間の安全性向上につなげている。なお、近年の人工費等の高騰により、1箇所あたりの施工金額が上昇していることから施工箇所数等が減少している。 ・巻きシート等啓発看板の設置数が増加することで、啓発効果の低下が懸念されることに加え、景観への影響や公共サイン計画との整合性が今後課題となる可能性がある。 ・啓発看板、巻きシートは電柱に設置しているが、無電柱化の進捗に伴い、啓発物の設置方法の検討が必要となる。	・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：16箇所 施工延長：412m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：50 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	道路・公園課
		43	公園施設のバリアフリー化	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	・春日公園園路・水飲み場のバリアフリー化改良工事 ・大東公園便所のバリアフリー化建替工事	24,246	22,877	B	便所の建替えにより、安全性・利便性の向上に寄与したが、建替えには多額の費用を伴うため、その費用の捻出が課題である。	・公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。 ・松ノ内公園便所のバリアフリー化建替工事	道路・公園課
		44	公共建築物のバリアフリー化	西蔵集会所における多目的トイレの改良等（84.5%）および各所段差解消、精道・西蔵こども園における多目的トイレの設置計画	西蔵集会所において多目的トイレの改良や玄関及び貸室入口の段差解消を行い、精道・西蔵こども園における多目的トイレの設置を計画した。（多目的トイレのバリアフリー化率85.7%）	115,817	1,505,733	B	改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	多目的トイレを設置した精道と西蔵のこども園の整備（多目的トイレのバリアフリー化率87.0%）および三条テイスビスにおける各所バリアフリー機能の改良	建築課
	1 啓発活動や地域での交流活動などを充実し、障がいに対する差別意識や偏見をなくすため人権意識の高揚に努めます。	45	障がい理解のための啓発	・効果測定の方法について、引き続き社会福祉協議会と検討し、周知活動についても行っていく。 ・「福祉フェア」では視覚障がいのある方の体験イベントを実施企画したい。	・社会福祉協議会を通じて、市内の小学校の福祉学習時に障がい理解のための啓発のために「冊子」を活用いただいた。 ・「福祉フェア」では視覚に障がいのある方の福祉用具の展示、体験を実施。最新の福祉用具を手にとってもらい、実際に視覚に障がいのある方の日常における不便を理解いただける機会を設けることができた。	26	26	B	・福祉教育では効果測定のための手段はないものの継続して取り組むことが重要であると認識している。 ・視覚障がいの体験後アンケートを実施し、多くの方に体験型の啓発について好評価をいただいた。	・効果測定の方法について、引き続き社会福祉協議会と検討し、周知活動についても行っていく。 ・R2年度に障がい者差別解消関連条例の制定し、理解促進のための啓発事業を実施する予定。	障がい福祉課
	2 ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念の一層の普及を図るとともにバリアフリー化などを進め、だれもが安心・安全・快適に暮らせるまちづくりをめざします。	46	交通安全施設のバリアフリー化 （NO.42の再掲）	（NO.42の再掲） ・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：14箇所 施工延長：305m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：50 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	（NO.42の再掲） ・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：6箇所 施工延長：162m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：10 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	31,926	36,527	B	（NO.42の再掲） ・旧規格や老朽化した交通安全施設（転落防止柵、ガードレール等）の改修及び新設並びに歩道切下げ部のバリアフリー化により、歩行空間の安全性向上につなげている。なお、近年の人工費等の高騰により、1箇所あたりの施工金額が上昇していることから施工箇所数等が減少している。 ・巻きシート等啓発看板の設置数が増加することで、啓発効果の低下が懸念されることに加え、景観への影響や公共サイン計画との整合性が今後課題となる可能性がある。 ・啓発看板、巻きシートは電柱に設置しているが、無電柱化の進捗に伴い、啓発物の設置方法の検討が必要となる。	（NO.42の再掲） ・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：16箇所 施工延長：412m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：50 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	道路・公園課
		47	公園施設のバリアフリー化 （NO.43の再掲）	（NO.43の再掲） 公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	（NO.43の再掲） ・春日公園園路・水飲み場のバリアフリー化改良工事 ・大東公園便所のバリアフリー化建替工事	24,246	22,877	B	（NO.43の再掲） 便所の建替えにより、安全性・利便性の向上に寄与したが、建替えには多額の費用を伴うため、その費用の捻出が課題である。	（NO.43の再掲） 公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。 ・松ノ内公園便所のバリアフリー化建替工事	道路・公園課
		48	公共建築物のバリアフリー化 （NO.44の再掲）	（NO.44の再掲） 西蔵集会所における多目的トイレの改良等（84.5%）および各所段差解消、精道・西蔵こども園における多目的トイレの設置計画	（NO.44の再掲） 西蔵集会所において多目的トイレの改良や玄関及び貸室入口の段差解消を行い、精道・西蔵こども園における多目的トイレの設置を計画した。（多目的トイレのバリアフリー化率85.7%）	115,817	1,505,733	B	（NO.44の再掲） 改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	（NO.44の再掲） 多目的トイレを設置した精道と西蔵のこども園の整備（多目的トイレのバリアフリー化率87.0%）および三条テイスビスにおける各所バリアフリー機能の改良	建築課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
		49	総相談支援事業	- 令和元年度よりスマートフォン等を用いて、音声によらない緊急通報が可能なNet119システムを導入予定。市内に在住・在勤・在学の聴覚・言語障がい者を対象とし、さらなる緊急通報の円滑化を目指す。 - 読み書き支援研修は、年に2回行う。また講師として視覚に障害のある方をお招きし、参加者が日常的な支援方法を学べるようにしたい。 - 手話の職員向け研修は、1回の研修時間を短縮し、年に複数回行う形にする。また復習や欠席者への対応として、研修を動画で配信することを検討したい。	(消防本部) ・Net119システム入電件数1件(救急) - Net119登録者数38人 (障がい福祉課) ・Net119については、消防本部と連携し、説明会を2回実施し、希望者の登録を実施した。 ・読み書き支援員養成研修は、2回制で実施し、より実践的な内容で実施することができた。 ・手話の職員向け研修(心をつなぐ手話教室)については、毎月定期的に実施(年間10回実施)することで欠席者への対応等を実施しているが、動画配信については検討したが実施に至っていない。	1,446	983	B	(消防本部) ・登録会2回及び随時受付により、一定の登録者数を得た。 ・入電の少なから内部の取り扱い訓練を実施し、入電時の取扱いを全通信員に精通させる必要がある。 (障がい福祉課) ・Net119は説明会後の登録希望者が減少しており、継続した周知が必要。 ・読み書き支援員養成研修の実施内容を充実したことにより受講希望者が増加した。より実践的な内容になるよう引き続き、受託事業者と調整していきたい。 ・手話言語条例の普及啓発事業として、広く周知できるように事業内容の工夫をしていきたい。	(消防本部) - Net119システムを用いて市内に在住・在勤・在学の聴覚・言語障がい者の緊急通報の円滑化を目指す。 (障がい福祉課) ・NET119については当該障がいをお持ちの方への周知活動に努める。 ・読み書き支援員養成研修については、事業者との研修内容について調整していくと共に、受講者希望者への適切な周知に努めていく。 ・手話教室での学習内容を活かせるような環境の設定および、手話言語条例の周知啓発に努める。	消防本部 障がい福祉課
3雇用の促進など、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。		50	障がいのある人の就労支援	・複雑なケースに対応出来るよう、研修などに積極的に参加し相談員の資質向上を図る。 ・医療、福祉、教育、就労、司法など、多様なネットワーク支援を行う。 ・芦屋市役所チャレンジ雇用について、障がい福祉課以外で実施する。	- 引き続き芦屋市保健福祉センターにおいて国の事業である「阪神南障害者就業・生活支援センター事業」と連携し就労支援を実施した。福祉のみならず、教育等とも連携して支援を行なうとともに、障がい者基幹相談支援センターにおいて、主に相談支援専門員向けの研修を年間を通して実施した。 - チャレンジ雇用については、障がい福祉課で2名任用した。	0	0	B	- 複数の障がいがある方や、生活困難に陥っているケースも多く、相談がより複雑になっている。単に就職だけが目標でなく、安心して生活出来ることを目指し他機関と連携した支援が不可欠。 (1)複雑なケースの増加、その方に合った適切な対応が出来るように相談員の資質向上が必要。2登録者が増え、対応する時間が十分に取れない、などの課題がある。 - 芦屋市役所チャレンジ雇用については、障がい福祉課以外での任用はできなかった。	・複雑なケースに対応出来るよう、研修などに積極的に参加し相談員の資質向上を図る。 ・医療、福祉、教育、就労、司法など、多様なネットワーク支援を行う。 ・芦屋市役所チャレンジ雇用について、障がい福祉課以外で実施できるよう人事課と連携を図っていく。	障がい福祉課
4障がい児の療育支援体制の整備を推進します。		51	療育支援の実施	・関係機関で、引き続き組織の改編や職員の最適配置などを研究し、利用者にとって、よりわかりやすい窓口の構築を目指す。	療育支援会議では関係機関と情報共有しながら支援方針の検討、課題の共有を行った。また関係機関から会議の運営に関する課題を聴取し、明らかにした。	1,132	1,132	B	情報共有の場としての療育支援会議の更なる活用が課題である。	円滑な事業運営が行えるよう、他の関係機関との連携の仕組みづくりを検討する。家庭療育支援講座の対象者を拡充する。	障がい福祉課
		52	特別支援教育の推進	・個別の指導計画等を作成し、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、年間を通じて計画的に障がいのある幼児児童生徒の指導を行う。 ・特別支援教育コーディネーターを核として、各学校の教職員の特別支援教育への専門性を高めていく研修を行う。 ・特別支援教育支援員、介助員、看護員を幼小中学校に配置し、医療的ケアを含め個別の支援の充実を図る。 ・福祉部局と連携し、放課後等サービスや児童発達支援事業所等に通う幼児児童生徒についての情報の共有を図る。	・特別支援教育センター専門指導員による巡回指導、教育相談等を行った。(相談等件数451件) ・特別支援学級担当者だけではなく交流学級の教員も対象とした研修を行い、特別支援教育への理解と専門性の向上を図った。(コーディネーター会年5回、特別支援学級担当者会年3回、) ・特別支援教育支援員、介助員を学校園に配置し、特別な支援を要する幼児児童生徒を支援した。また、医療的ケアが必要な幼児児童に対して看護師の配置体制を構築し、対応した。(R2.3月時点配置人数 幼稚園支援員11人、看護師1人、小中学校支援員12人、小中学校介助員16人) ・福祉部局と連携して、福祉サービスの研修会を行った。	62,632	73,504	B	・研修会を通して、特別支援教育の専門性を高めることができた。 ・特別支援教育支援員、介助員を各校園に計画的に配置し、幼児児童生徒の支援を行うことができた。 ・医療的ケアが必要な幼児児童に対して看護師の配置を行い、安全に学校園生活を送るための支援を行うことができた。 ・特別支援学級在籍児童生徒や、通級指導、支援員による支援を希望する児童生徒が増加する中で、各校園や保護者からの教育相談にこたえるべく、さらなる連携強化と、特別支援教育センターの支援体制を充実させる必要がある。	・個別の指導計画等を作成し、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、年間を通じて計画的に障がいのある幼児児童生徒の指導を行う。 ・特別支援教育コーディネーターを核として、各学校の教職員の特別支援教育への専門性を高めていく研修を行う。 ・特別支援教育支援員、介助員、看護員を学校園に配置し、医療的ケアを含め個別の支援の充実を図る。 ・福祉部局と連携し、放課後等サービスや児童発達支援事業所等に通う幼児児童生徒についての情報の共有を図る。	学校教育課
5相談窓口の周知・啓発に努めるとともに相談拠点の充実を図ります。		53	障がい者相談支援事業	・地域生活支援拠点における24時間相談支援事業の実施。 ・様々な機会を捉えて相談窓口の周知・啓発を行っていく。	- 障がい福祉に関する情報を集約し、わかりやすく発信するためのポータルサイト「あしやねっと♪」を開設し、相談窓口の周知等を行なった。 - 地域生活支援拠点において、「障がい者等緊急時サポートダイヤル事業」を開始した。	0	0	B	障がい福祉に関するポータルサイト「あしやねっと♪」については、市内事業所の紹介、イベントの周知など一定の効果があつたと考えられるが、「あしやねっと♪」の周知についても引き続き取り組む必要がある。	- 障がい福祉に関するポータルサイト「あしやねっと♪」のさらなる周知を図っていく。 - 地域生活支援拠点における、「障がい者等緊急時サポートダイヤル事業」については、市内の相談事業の中心である芦屋市障がい者基幹相談支援センターと連携して実施していく。	障がい福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
	6障がい者を理由とする差別に関する相談や争い事などに対応するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、ネットワークの構築を図ります。	54	芦屋市障害者差別解消支援地域協議会の設置	年度内の上程・可決のため、先進事例研究、関係団体等のヒアリング等の手続を丁寧に実施する。	障がい者差別解消支援のための条例案の作成に向け、先進団体視察、作業部会の設置を行い、年度末の上程に向け取り組んだ。	0	0	B	作業部会を立ち上げ、丁寧に深い議論をすることで、より過不足のない条例案を作成することができた。条例提案を6月議会となり、来年度以降の周知啓発等をどのように実施するのか等関係課雨季と調整していく。	・条例案の提案まで各担当と法制担当含めた各担当と調整。 ・条例の周知啓発に向けた取り組みの実施等	障がい福祉課
3-5 同和問題	①人権課題としての同和問題をより広く啓発して、すべての市民の理解を高めます。人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターにおいては、より市民に親しみやすい講演会などの事業に取り組めます。	55	広報紙等による啓発	広報紙等による啓発を行う。 平成28年12月に施行した部落差別解消推進法の周知を行う。	・部落差別解消推進法啓発チラシを「日々の生活と人権を考える集い2019」「芦屋市人権講演会」及び市内公共施設で配布・配架し、啓発を行った。 ・ひょうこ人権ジャーナル「きすな8月号(同和問題)」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。	0	0	B	継続して広報紙等で啓発・周知を行う必要がある。	啓発事業において、平成28年12月に施行した部落差別解消推進法の周知を行う。	人権・男女共生課(旧人権推進課)
		56	講演会・映画会・展示会等の開催	上宮川文化センターにおいて、市民に親しみやすい講演会などを実施する。	・児童センター講演会「心と体に栄養を！もっと知りたい！～芦屋の給食おいしさのヒミツ～」参加者：19人 ・児童センター映画会「マヤの一生」参加者：69人 ・人形劇「ねこじゃらし」参加者：63人 ・人権啓発映画会ヒューマンライツシアター(全4回)参加者：358人 ・シネポケットひょうこまん(全17回)参加者：213人 ・ワンコインシアター(全6回)参加者：316人 ・人権研修「部落差別解消推進法を人権文化ゆたかな地域づくりに～隠された歴史の中で～」参加者：37人	393	592	B	市内外から多くの参加者を得ることができ、毎年好評を得ている。	上宮川文化センターにおいて、地域共生社会に貢献できる、誰もが親しみやすく来館していただけるようなイベントを実施する。	上宮川文化センター
		57	差別発言・落書きなどに対する意識啓発	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	・ひょうこ人権ジャーナル「きすな8月号(同和問題)」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。(再掲) ・インターネットモニタリングを行い、差別表現の発見に努めた。(該当件数：0件)	0	0	B	インターネットの活用による差別表現が見られるため、継続して啓発を行っていく必要がある。	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	人権・男女共生課(旧人権推進課)
		58	戸籍謄本等の不正請求、不正取得に対する意識啓発	引き続き本人通知制度の周知を図るなかで、周知啓発を行う。	郵送での第三者請求の場合等に、本市で本人通知制度を実施している旨をお知らせする文書を同封して返送するなど周知を図ることで不正請求の抑止に努めた。	0	0	B	本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止力となるので引き続き請求者への周知に努める。	引き続き本人通知制度の周知を図るなかで、周知啓発を行う。	市民課
		59	「本人通知制度」の周知	引き続き啓発グッズやチラシを作成し、人権啓発行事等の機会を通して周知を図る。	啓発グッズとしてポケットティッシュを作成し、チラシとともに人権啓発行事等の機会に配布して周知を図った。	22	26	B	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引き続き周知に努める。	引き続き啓発グッズやちらしを作成し、人権啓発行事等の機会を通して周知を図る。	市民課
	3住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	60	「本人通知制度」の適正な運用	引き続き適正な運用に努め。登録者数の増加を目指す。 令和2年度までの目標1,000人	令和元年度末登録者数1083人(前年度から160人増加した)	0	0	A	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引き続き適正な運用を行うとともに周知に努める。	引き続き適正な運用に努め。登録者数の増加を目指す。	市民課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	61	多様性を尊重する人権意識の啓発	継続して、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う。	・ひょうご人権ジャーナルきすな7月号「多様性を認め合い、共に歩む社会をめざして」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。 ・第65回ふれ愛シネサロンを開催 映画題名「ハティントン2」 参加者：161人 ・第1回職員人権研修を開催 テーマ：1部「外国にルーツを持つ子どもへの支援について」、2部「多文化共生を考えよう～外国人住民とやさしい日本語」 参加者：48人	307	0	B	継続して外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う必要がある。 ふれ愛シネサロン（啓発映画会）では、昨年度に引き続き多様性を尊重するテーマ（移民）で上映会を実施。子どもから大人まで多くの方が参加し、幅広い世代への啓発につながった。	継続して、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う。	人権・男女共生課（旧人権推進課） 広報国際交流課
	②外国人への情報提供を充実するとともに、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国境を超えた相互の理解とコミュニケーションの向上を支援します。	62	英語版広報紙等の発行	引き続きニュースレターを英語と優しい日本語の併記で発行する。 英語とやさしい日本語併記のホームページを充実させる。	ニュースレターに加え、「広報あしや」についてもテキスト版をホームページで公開した。やさしい日本語・英語のホームページを都度改定し、内容の充実に努めた。	35	1,468	B	外国人住民に役立つタイムリーな情報をできるだけ多くの外国人住民に届ける。 ホームページのサイト内検索は、日本語しか対応していないが、英語版のホームページの内容を拡充することでより読みやすい情報の発信を目指す。	・引き続きニュースレターを英語と優しい日本語の併記で発行する。 英語とやさしい日本語併記のホームページを充実させる。 ・多言語情報配信クラウドサービスを導入し、9言語（英語・韓国語・中国語（繁体字）・中国語（簡体字）・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語）での情報配信に努める。	広報国際交流課
		63	モンテペロ市との姉妹都市交流	姉妹都市学生親善使節交換事業の実施。	・姉妹都市学生親善使節交換事業：モンテペロ市へ2名派遣、モンテペロ市から2名受け入れし、歓迎迎会、小中学校訪問などを行った。（参加者数：のべ681人）	0	0	B	姉妹都市交流については、幅広い世代の市民への周知が必要。	姉妹都市学生親善使節交換事業の実施。	広報国際交流課
		64	外国人への日本語学習支援教室の実施	指定管理事業（参加者数） ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、2,150人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、280人（講師含む）	指定管理事業（参加者数） 日本語教室（大人対象）週4日5クラス、延1,210人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日1クラス、延188人（講師含む） 日本語ボランティア講師ブラッシュアップ研修16人（講師含む）	0	0	B	引き続き、指定管理者と協力しながら、日本語教室を広報する必要がある。	指定管理事業（参加者数） ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、1,500人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、308人（講師含む） 日本語ボランティア講師養成・ブラッシュアップ研修21人（講師含む）	広報国際交流課
		65		民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、平成31年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。	日本語学級を44回実施。延べ237人が受講。	30	30	B	事業計画に基づき、日本語学級が適切に行われていることを評価する。	民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、令和2年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。	公民館
		66	国際理解教育の推進事業	・小学校外国語活動早期化・教科化の全面実施に向けて、授業時間の確保と評価について協議する。 ・初期日本語指導教室の運営について協議し、効果的な支援方法を探る。	・小学校外国語活動早期化・教科化の全面実施に向けて、授業時間の確保と評価について協議できた。 ・小学校外国語活動推進事業において英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置した。 ・初期日本語指導教室の運営について協議し、効果的な支援方法を探ることができた。	31,516	35,794	B	・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する必要がある。 ・初期日本語指導教室の運営や、支援方法について継続して検討が必要である。また児童生徒の通級については、課題があり、対応が求められる。	・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する。 ・小学校外国語活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置する。 ・初期日本語指導教室の運営について、支援方法の検討を続ける。	学校教育課
	③各種案内の多言語表記などの情報提供をはじめとして、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。	67	各種案内の多言語表記	今後の改修計画においても案内の必要な施設については、多言語表記への対応を検討していく。	精選中学校、精選と西蔵のこども園において多言語によるサイン表示を計画した。	250,797	1,600,632	B	様々な方が施設を利用する際に有効なサインとなるよう計画できた。	精選と西蔵のこども園における多言語によるサイン表示の設置	建築課
		68		・相談窓口案内（抜粋）の英語版を作成（100部）	・相談窓口案内（抜粋）の英語版を作成（100部）	0	0	B	多言語での効果的・効率的な情報提供	・相談窓口案内（抜粋）の英語版を作成（100部）	お困りです課
		69		JR芦屋駅及び阪神芦屋駅周辺のモデル路線に歩行者系規制サイン（プレート62基）を設置予定。	JR芦屋駅及び阪神芦屋駅周辺のモデル路線に歩行者系規制サインを84枚設置。	321	0	A	対象エリア内の整備が完了したため、今後の整備等について検討していく。	—	道路・公園課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
		70	窓口対応の充実	職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。 通話による翻訳サービス（外国人県民インフォメーションセンター）などの庁内周知を行う。	・窓口対応職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施した。参加者：43人 ・通話による翻訳サービス（外国人県民インフォメーションセンター）を庁内外国人対応マニュアルに記載している。	0	0	B	引き続き研修等を通して「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。	職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。 通話による翻訳サービス（外国人県民インフォメーションセンター）などの庁内周知を行う。	広報国際交流課
		71	やさしい日本語表記	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を引き続き「やさしい日本語」により発行。 職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。（再掲）	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を引き続き「やさしい日本語」により発行。 窓口対応職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施した。（再掲）	0	0	B	引き続き研修等を通して「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。（再掲）	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を引き続き「やさしい日本語」により発行。 職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。	広報国際交流課
		72	三者間通話システムの導入	市のホームページや広報紙等を活用して外国人への周知を図り、通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の要望に応え、コミュニケーションを図る。	通話依頼 8件	304	385	B	導入時想定した年間10件の依頼件数に近づいている。引き続き広報活動を通して外国人への周知に努めていく。	市のホームページや広報紙等を活用して外国人への周知を図り、通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の通訳要望に応え、コミュニケーションを図る。	消防本部
		73	災害時の在住外国人への支援	災害時の外国人支援のための講座の開催	西宮市と共催で外国人のための防災教室を行った。（市・指定管理者） 公民館にほんごきょうしつの参加者対象に外国人と日本人で学ぶ防災教室を行った。 ニュースレターを通して災害時の備えに係る啓発や、防災ガイドブック・ひょうごEネット（多言語対応）の広報を行った。	10	0	B	引き続き、災害時の外国人支援については、防災訓練や講座等を通して市民への啓発を進めていく必要がある。	災害時の外国人支援のための講座の開催	広報国際交流課 防災安全課
	4)在住外国人の市民参画を推進します。	74	在住外国人の地域活動への参加	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を通して地域活動への参加を促す。	市内施設の広報やイベント情報などを英語・中国語・韓国語に掲載した。	35	1,468	B	在住外国人の地域活動への参加を推進するため、情報提供等を充実する必要がある。	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を通して地域活動への参加を促す。また、多言語情報配信クラウドサービスを導入し、9言語（英語・韓国語・中国語（繁体字）・中国語（簡体字）・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ホルトガル語・スペイン語）での情報配信に努める。	広報国際交流課
3-7 HIV 感染者などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間などを機にして、広報・講演会など幅広い教育・啓発を推進します。	75	広報紙等による啓発	ホスターの掲示、ハンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。	「世界エイズデー」にあわせて、保健センターや庁内にホスターを掲示した。	0	0	B	「HIV感染」に限らず、「各感染症」について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるよう、周知・啓発していく必要がある。	ホスターの掲示、ハンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。	人権・男女共生課（旧人権推進課） 健康課
3-8 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の人権について、広く啓発と周知を図るとともに、犯罪被害者等を支援していきます。	76	犯罪被害者等人権についての啓発	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う。	・被害者支援を担当している条例先行自治体（朝石市）職員を講師として招き、市職員向けの人権研修を開催し、犯罪被害者等支援に対する理解を深めた。（11月20日） 参加者：39人 ・民間支援団体による犯罪被害者の無料電話相談案内を広報紙に掲載した（2回）	1	25	B	今後も継続して犯罪被害者等への支援の重要性について理解を深めるために研修を開催するなど啓発活動が必要である。	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う。	建設総務課 人権・男女共生課（旧人権推進課）
		77	犯罪被害者等の支援	犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	支援実績なし。	0	654	—	戸屋警察やひょうご被害者支援センターなどの関係機関との連携は今後も継続していく。犯罪被害者を日常生活上支援していくために市役所内での各課連携が今後の課題である。	犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	建設総務課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
3-9 刑を終えて出所した人の人権	①「社会を明るくする運動」や犯罪予防活動を通して、保護司の役割や周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるとともに、社会全体で支援していけるような地域社会の実現に向けて、啓発活動を充実していきます。	78	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	社会を明るくする運動を通して、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、市民の集いや街頭キャンペーンでの参加者数を増やす。 また、小中学生を対象として、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち回りについて考えたことや感じたことをテーマにした作文を募集する作文コンテストの周知を行い、社会を明るくする運動の趣旨に対する理解を深めてもらう。	社会を明るくする運動の事業として、以下のとおり実施した。 ・社会を明るくする運動 戸屋市推進委員会 昨年度の決算報告、今年度の活動予定計画案の協議 等 ・7月該当一斉行動日（街頭キャンペーン）啓発グッズの配布、市民への呼びかけ ・社会を明るくする運動 市民の集い 参加者 470人 警察音楽隊の演奏、優良警察官感謝状贈呈式、講演「それでええやんか！ー自分を信じて「ありのまま」に生きる」 等 ・小中学生への啓発 啓発物として絆創膏を配布 ・社会を明るくする運動 学習会 ・公開ケース研究会（グループ討議） ・第69回社会を明るくする運動作文コンテストの募集と表彰式を実施	531	531	B	・市民の集いや公開ケース研究などに参加される保護者（PTA協議会や愛護委員としての参加者）からは「有意義だった」「改めて更生保護を考えるきっかけとなった」との意見が多数あり、継続して実施していくことの必要性を感じるとともに、「犯罪防止に尽力していることが分かった」等の市の取組に対して理解を示してくれる意見もあり、参加者数は横ばいであるが、一定の効果があったと考える。 ・市民の集いに参加する方に偏りがあるため、街頭キャンペーンや横断幕の設置、広報活動等、周知に工夫が必要である。 ・日常生活の中で犯罪・非行防止について意識することが少ない小中学生に対して、社会を明るくする運動の趣旨を理解してもらうために、作文コンテストの表彰式を実施するなど、新たな取組を実施したが、応募者が4人であったため、今後も啓発の継続が必要である。	・社会を明るくする運動を通して、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、保護司会と連携し、市民の集いや街頭キャンペーンにおける呼びかけを強化する。 ・公立小中学校を対象として、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち回りについて考えたことや感じたことをテーマにした作文コンテストの周知を行う。 ・小中学生及び保護者に対する啓発の効果を高めるため、学校教育課や保護司会と連携し作文コンテストの実施方法を再検討する。	地域福祉課
3-10 情報化に伴う人権侵害	①インターネットの適切な利用について、子どもを含めた教育・啓発活動を推進します。情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについても理解を深めていく教育・啓発活動を進めていきます。	79	情報モラル教育の実施	・各校で市スマホサミットで培った授業モデルを実践できるようにサポートしていく。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的にこなそう。	（打出教育文化センター） ・各校で「スマホやSNSの正しい使い方」について考える機会をもったことで、学校の実態に合った教育活動が行えた。 ・夏季研修講座において「ネット社会の歩き方」と題して情報モラルセミナーを教職員向けに開催した。 （学校教育課） ・児童生徒によるスマホ等の利用について、近年問題となる事象に基づいた研修を実施。 ・時期学習指導要領に明記されている情報活用能力の1つである「情報モラル」について、その現状と重要性に基づき、具体的な指導法を研究した。 （人権・男女共生課（旧 人権推進課）） 法務局、人権擁護委員と連携し、携帯電話やスマートフォンの正しい利用方法や危険性を知り、いじめ発生を防止すること、いじめを受けた場合の対処方法を知ることなどを目的に授業を行った。 山手中学校 492人 潮見小学校5年生、6年生 257人 潮見小学校3年生 116人 宮川小学校 4年生 113人	25	50	B	（打出教育文化センター） ・情報モラル教育は、いじめや生活・生徒指導と大きく関わる問題である。今後は情報教育としてだけでなく、生徒指導上の問題としてとらえることが大切である。 （学校教育課） ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について理解を深めることができた。 ・SNSの利活用と危険性等を学び、トラブルの対処について具体的に学ぶ必要がある。 ・情報モラル育成のため、どのように授業に取り入れるかについて考え実践することができた。 （人権・男女共生課（旧 人権推進課）） インターネット等における人権侵害について、正しい利用方法や危険性について学ぶことができ、人権意識の向上につながった。	（打出教育文化センター） ・情報モラル教育は、生徒指導上の問題と大きく関わることを共通理解して取り組む。学校教育課と連携を図る。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修をより充実したものにしていく。 （学校教育課） ・各学校で小学生を対象とした情報モラル育成授業を実施する。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的に実施する。 ・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。 （人権・男女共生課（旧 人権推進課）） 法務局、人権擁護委員と連携し市内学校園においてスマホ・携帯安全教室を実施する。	打出教育文化センター 学校教育課 人権・男女共生課（旧 人権推進課）
		80	啓発活動、研修会、講演会等の実施	・インターネットやスマホの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー（活用能力）や情報モラルが向上するように、研修会、啓発活動を実施する。	・2月18日（火）青少年センターにて中学校区青少年育成推進会議と戸屋市青少年育成愛護委員会の合同研修会（青少年問題研修会）を～ネットの危険性について～と題し行った。講師：筒崎 真美 氏（兵庫県のサイバーハートロールモニターもされている方）を迎え、（参加者72人）開催した。	29	30	B	・今年で3年間継続してインターネットの研修会を実施した。インターネットやスマホの急速な進展に対しては、現実起こっている事象やその対策についての研修会を今後も実施する必要がある。	・インターネットやスマホの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー（活用能力）や情報モラルが向上するように、今年度も研修会、啓発活動を実施していく。	青少年愛護センター
	②市の各種広報について、人権の観点から検証し、適切な情報提供を図ります。	81	人権の観点から適切な情報発信を行う	継続して、人権の観点に立ち、適切な情報発信を行う。	平成29年度に作成した職員向けのマニュアルの周知を行い、広報紙やホームページ等の作成にあたって、人権の観点から使用することが好ましくない用語を使用しないよう啓発を行った。	0	0	B	・法改正等により使用できない用語、使用することが好ましくない用語等の検証を随時行っていく必要がある。	継続して、人権の観点に立ち、適切な情報発信を行う。	広報国際交流課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R1事業実施目標	R1事業実施実績	R1歳出決算額(千円)	R2歳出予算額(千円)	所管課評価	R1実施効果・課題	R2事業実施目標	所管課
3-11 性的少数者の人権	①性的少数者の人たちは、社会の無理解に苦しんでいることも多いことから、「性的指向」や「性自認」について、また、多様な性があることについて正しい理解が進むように啓発します。 性的少数者の人たちが、とくに教育や就労の場などで差別やいじめに結びつくことがないよう、広く啓発活動を進めます。	82	性的少数者に対する正しい理解の啓発	性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やす。	・人権講演会を開催 内容：「性別でみる多様性と人権」～LGBTだけじゃない！あなたのセクシュアリティは？～ 参加者：70人 ・第3回職員人権研修を開催 内容：「行政におけるLGBT支援について」 参加者 53人 ・LGBTを理解するための職員ハンドブックを作成し、3月17日の職員人権研修で配布及び職員用の庁内LANの掲示板に掲示をし、周知啓発を行った。 ・LGBT電話相談カードを講演会等で配布し、相談窓口の周知啓発を行った。 ・「ハートナースhip宣誓制度」の開始（令和2年5月施行）に向けて調整を行った。	128	443	A	・性的少数者に対する対応力の向上を図るため、職員向けのハンドブックを作成し、研修を実施したことで、正しい理解の啓発につながった。 ・継続して、性的少数者に対する正しい理解が進むようハートナースhip宣誓制度の周知等を含め、啓発の機会を増やしていく必要がある。	・性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やす。 ・芦屋市ハートナースhip宣誓制度の導入に伴いLGBTへの理解を深めるための講演会等を開催する。 ・広報紙における特集記事の掲載及び広報番組にて制度の周知を行うことでLGBTへの理解を深めるための啓発を図る。	人権・男女共生課（旧人権推進課）
	②性別違和を持つ人たちに配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。	83	申請書等の不要な性別記載欄の削除。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	・性別記載欄の削除が可能な申請書等において、性別記載欄の削除を行った。 ・削除可能な申請書等 52件 削除済：39件（削除率：75.0%） 昨年度 削除可能な申請書等 44件 削除済：22件（削除率：50%）	0	0	A	・継続して削除依頼を行ったところ昨年度と比較して、削除した申請書等の件数が増えた。 ・未対応のものについて、引き続き進捗管理を行っていく必要がある。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	人権・男女共生課（旧人権推進課）
3-12 その他の人権問題	①アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等と連携し、教育・啓発活動を進めます。	84	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	（公財）人権啓発センターが実施するアイヌの方々の相談事業についてホスターやチラシによる周知を行った。	0	0	B	ホスターやチラシでの啓発にとどまっている。民族としての伝統や現状の認識、理解の具体的な啓発を考える必要がある。	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権・男女共生課（旧人権推進課）
	②北朝鮮当局による拉致問題は、喫緊の国民的課題であり、この問題についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく啓発活動を推進します。	85	北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	・法務省作成の啓発週間ポスターの掲示 ・ホームページに啓発週間の趣旨等を掲載し啓発を図った。	0	0	B	効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	人権・男女共生課（旧人権推進課）
	③ヘイトスピーチ、ワーキング・ファア*、ブラック企業*など新たな課題に対して、実態を把握するとともに、人権の視点から対応の検討を進めます。	86	新たな課題に対する市民の理解の促進	ヘイトスピーチを中心にポスターの掲示などを通じ、周知・啓発を行う。	・法務省作成の啓発ポスターの掲示 ・日々の生活と人権を考える集い2019及び人権講演会にて啓発チラシの配布	0	0	B	新たな人権課題に対する取組を積極的に周知し、啓発を行っていく必要がある。	ヘイトスピーチを中心にポスターの掲示などを通じ、周知・啓発を行う。	人権・男女共生課（旧人権推進課）